二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
三　特定役務のうち建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の標準価格は、単価について標準価格が定められる場合にあっては、当該標準価格に当該調達契約により調達すべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては当該一連の調達契約によりそれぞれ調達をすべき物品等又は特定役務の標準価格の合計額とする。

（競争参加者の資格に関する審査等）

第４条　本社の契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、実施準則第74条第２項の規定による審査については、随時にしなければならない。

２　本社の契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、実施準則第74条第４項の規定による公示については、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、官報によりしなければならない。

３　本社の契約責任者は、前項の規定による公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達をする物品等又は特定役務の種類
二　実施準則第74条第１項に規定する資格の有効期間及び当該期間の更新手続

（一般競争、指名競争又は企画競争の公告又は公示）

第５条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争、指名競争又は企画競争に付そうとするときは、その入札執行期日又は見積執行期日の前日から起算して少なくとも40日前（一連の調達契約に関し、その最初の契約に係る入札又は見積りの公告又は公示において、その後の契約に係る入札又は見積りの公告又は公示において24日以上40日未満の入札期間又は見積期間を定めることを示す場合には、当該その後の契約については、その定めた期日まで）に官報により公告又は公示しなければならない。ただし、急を要するときは、その期間を10日間までに短縮することができる。

２　契約責任者は、入札者若しくは見積者がない場合、落札者若しくは契約の相手方となるべき者がない場合又は落札者若しくは契約の相手方が契約を締結しない場合において、さらに一般競争、指名競争又は企画競争に付そうとするときは、前項ただし書きによる公告又は公示の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争について公告をする事項）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとするときは、次に掲げる事項について公告するものとする。

一　入札に付する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　入札執行の日時及び場所
五　入札保証金に関する事項
六　その他必要な事項
七　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達契約に係る入札の公告の日付
八　参加表明書等の提出の時期及び場所
九　第11条に規定する文書の交付に関する事項
十　落札者の決定方法

２　契約責任者は、前項の規定による公告において、官報掲載者（代表取締役社長とする。以下同じ。）の氏名及び会社の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日又は参加表明書等の提出の時期
三　官報掲載者の氏名及び会社の名称

（指名競争について公示をする事項等）

第７条　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、前条の規定を準用する。この場合において、「一般競争」とあるのは「指名競争」と、「公告」とあるのは「公示」と読み替えるものとするほか、指名競争において指名されるために必要な要件についても公示するものとする。

２　指名される競争参加者に対しては、前条第１項第１号及び第３号から第５号までに掲げる事項を第１項の規定による公示の日において当該競争参加者に通知するものとする。

３　前項の場合においては、前項により通知しなければならない事項のほか、次に掲げる事項を通知しなければならない。

一　一連の調達契約にあっては、前条第１項第７号に掲げる事項
二　契約の手続において使用する言語

（企画競争について公示をする事項）

第８条　契約責任者は、特定調達契約につき企画競争に付そうとするときは、次に掲げる事項について公示するものとする。

一　参加表明書等の提出を要請する事項
二　競争に参加する者に必要な資格に関する事項
三　契約条項を示す場所
四　見積書の開封の日時及び場所
五　その他必要な事項
六　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその公示の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の調達契約に係る公示の日付
七　見積期日又は参加表明書等の提出の時期及び場所
八　第11条に規定する文書の交付に関する事項
九　契約の相手方の決定方法
十　企画競争に参加するために必要な事項

２　契約責任者は、前項の規定による公示において、官報掲載者の氏名及び会社の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次に掲げる事項を、英語、フランス語又はスペイン語により、記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　見積期日又は参加表明書等の提出の時期
三　官報掲載者の氏名及び会社の名称

（公告又は公示に係る一般競争、指名競争又は企画競争に参加しようとする者の取扱い）

第９条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において公告をし、又は指名競争若しくは企画競争に付そうとする場合において第５条第１項の規定による公示をした後、当該公告又は公示に係る一般競争、指名競争若しくは企画競争に参加しようとする者から実施準則第74条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、その者が当該資格を有するかどうかについて審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、当該資格を有すると認められた者のうちから、指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、第７条第２項に規定する事項及び同条第３項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

３　契約責任者は、工事及び調査・設計業務に係る特定調達契約につき実施準則第74条第２項の規定による申請を行った者から入札書又は見積書が第１項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札又は見積開封の時において、一般競争又は企画競争の場合にあっては第６条第１項第２号又は前条第１項第２号に規定する競争に参加する者に必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書又は見積書を受理するものとする。

４　契約責任者は、第１項の資格審査の申請があった場合において、開札又は見積開封の日時までに同項の規定による審査を終了することができないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請を行った者に通知しなければならない。